

校 則

(1) 服装について

項 目	男 子	女 子
1. 制 服	正装時は本校指定のブレザー、ワイシャツ、スラックス、ネクタイを着用する。 ベルトの色は黒とする。	正装時は本校指定のブレザー、ワイシャツ、スカートまたはスラックス、リボンを着用する。スラックスを着用する場合は、原則男子規定に準じる。
	略装期間（5月1日～10月31日）はブレザー、ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。ワイシャツのボタンは第一ボタンまで外してよい。	
	防寒用としてVネックセーターを着用してもよい。（本校指定セーターまたは、紺・黒の無地で、学校で許可されたもの。カーディガンは不可） ブレザーの下に着用するものとし、Vネックセーターのみの着用は不可。	
2. 通学靴	黒の短靴か運動靴。（エナメルは禁止）	
3. 靴 下	スラックスを着用する場合、色は黒、紺、白、グレーの無地で、長さはくるぶしが見えるものは不可。	
	スカートを着用する場合、色は黒、紺の無地で、長さはふくらはぎが隠れる程度のもの。ストッキング及びタイツの色は肌色、黒とする。	
4. オーバーコート	地味なもので色は黒または紺が望ましい。（スウェットやパーカー等は不可）	
5. マフラー	地味なものとする。	

項 目	男 子	女 子
6. 頭 髪 その他	前髪は目に触れないようにする。後ろ髪は襟の折り返しを超えないようにする。横は耳にかからないようにする。	前髪は目に触れないようにする。ピン留めは紺、黒の細いものとする。
	パーマメント、カール、染色、逆毛、極端な髪型（刈り込み、左右非対称など）、髪飾り（ヘアーバンド、リボンなど）、付け毛等は禁止する。	
	カラーコンタクト、ピアス、マニキュア、化粧等に準ずる行為は禁止する。	
7. 体育着・体育館シューズ	本校指定のものとする。	
8. レインコート	雨天時、自転車通学の生徒は必ず着用する。	

〔備考〕

1. 本校生たる自覚に基づき、所定の制服規定を守り、清潔な身だしなみを心掛ける。
2. 特別な事情により規定外の服装をするときは、学級担任に異装願を提出し、許可を受ける。
3. 規定にない事項については、別に定めるので指導に従う。

(2) 交通安全について

I 自転車について

1. 高い安全意識を持って自転車を利用し交通法規を遵守するために、交通事故防止宣言書を入学時に提出する。
2. ハンドルを変形加工する等の改造や、装着物の取り付けは禁止する。
3. 鑑札を貼付していない自転車の校内への乗り入れは禁止する。

II 原動機付自転車・自動二輪車について

生徒の生命を守るという観点から、原動機付自転車・自動二輪車の免許取得については原則認めない。また、高校生が運転する車両に同乗することも禁止する。

III 普通自動車免許取得について

1. 教習の開始は3学年2学期中間試験以降かつ進路内定後とする。
2. 本免許試験は冬季休業中もしくは家庭学習期間中とする。
3. 取得後は免許証を学校へ提出、閲覧後、保護者が保管し、車両の乗り出しは禁止する。また、高校生が運転する自動車に同乗することも禁止する。

(3) アルバイトについて

I アルバイト（通年・長期休業中）は届け出制であるので、希望者は必ず届を提出する。

II アルバイトを行う際は次の条件を満たすこと。

1. アルバイトに係わる事故等については、保護者の責任に於いて監督指導する。またその同意があること。
2. 学習や生活習慣に悪影響が及ばないこと。また、赤点保持者は原則アルバイトを禁止する。
3. 自宅から通勤が可能で、危険がなく風紀上問題のない勤務場所であること。
4. 群馬県青少年健全育成条例に則り、22時以降の勤務（通勤時間も含む）は認めない。
5. 定期テスト1週間前より定期テスト実施日（以下「テスト期間」という）はアルバイトをすることができない。ただし、テスト期間最終日は可とする。